

令和7年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 八雲小学校内学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>
 ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
 ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
 ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
 ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
 例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。
 ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案などを）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント
1	趣旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針を理解したうえで年間事業計画を作成し、保育を行っている。 クラブの質の向上と機能の充実のために研修等で理解を深めている。
2	放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	保護者への子育て支援と子どもの発達段階を踏まえた施設運営を行っている。 全指導員が役割についての理解を深めることが出来るよう説明をし、研修を行っている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子ども達が安心して過ごせる場所を作れるよう施設環境を整え、一人ひとりに合った支援を行っている。日々の育成の中で、子どもの健全な育成を図ることを目的とした活動をしている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とは連絡帳や電話連絡、個人面談を通じて子どもの様子を細かく伝えられるようしている。学校の先生とは、その子にとってより良い支援が出来るよう可能な限り情報共有を行っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	自己研鑽に励みながら、子ども達に寄り添った支援をする役割を担えるよう努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○	人権に関する研修や、プライバシーにかかるコンプライアンス研修等を行い、職員の資質向上に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	育成支援の内容向上に向け、研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。日常の打ち合わせにおいても内容や必要性について振り返っている。
5	要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	職員間での情報の報告・連絡・相談を徹底し、迅速な対応に努めている。区や上司に相談をして的確な判断を仰いでいる。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	日々の打ち合わせの中で、情報の共有を実施し事例を基に意見交換を行うなど、職員集団のスキルアップに繋げている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質向上に向けての研修等への参加を積極的に行うよう努めている。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○	運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ウェブサイトでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。数年ごとに第三者評価を導入している。
7	子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	年齢における発達段階や、一人ひとりの特性や発達の特徴の把握にも努め育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区分		チェック項目	結果	コメント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○	子どもたちが安心して過ごせるよう、職員間の情報共有、保護者との連携を図り、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら、適切に関わっている。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	育成支援とは何かを理解し、子どもの最善の利益が保証されるよう、一人ひとりの人格を尊重して支援を行っている。日々のミーティングを通じて意見交換していく中で確認がされている。
9 障害のある子どもの対応	(1)障害のある子どもの受け入れの考え方	○障害のある子どもの受け入れの考え方を理解し、可能な限り受け入れに努めている。	○	障害児対応連絡会で検討された内容や、保護者との面談を踏まえ、障害のある子どもの受け入れを行っている。家庭、学校や放課後ディサービス等児童を取り巻く関係機関との連携を図り支援している。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	一人ひとりにあった支援が出来るよう、職員間で情報を共有すると共に、OJT等で知識を高めることができるように努めている。記録をとり、見通しを持った育成支援を行っている。専門機関や学校との連携を積極的に行い、相談できる体制を作っている。
10 特に配慮を必要とする子どもの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	児童虐待の早期発見の努力義務について理解している。 日々の様々な場面において、子どもの心身の状態を把握し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合は、学校を含む関係機関に報告し、連携できるように備えている。
	(2)特別な支援を必要とする子どもの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	特別な支援が必要な子に対しては、学校を含む関係機関及び保護者と情報交換・共有を行い、適切な支援ができるように努めている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	守秘義務を遵守して対応を行っている。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○	日々、子ども達のクラブでの様子を伝えている。連絡がなく欠席している子に関しては、保護者への電話連絡を行い、所在確認を行っている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者からの話を聞き、必要であれば面談を実施している。お迎え時に子どもの様子を伝え、子どもの育ちを共有している。相談には、速やかに対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	父母会等は組織していない。行事を通じて協力依頼や交流を図っている。夏のお楽しみ会への招待や親子交流会等保護者も取り組める行事を企画している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	年間事業計画を作成し、日々の保育に反映できるようにしている。おたよりを毎月発行。保護者会や個人面談、日常の迎え時等で保護者と交流を図っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	日案等を作成し、日々の保育を行っている。また、日々気付いたこと等を職員間でミーティングを通して共有している。他、保護者、学校や地域との連絡調整を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	朝の挨拶時等に使用できる場所確認、情報交換や情報共有を行っている。また、必要に応じて担任の先生等との子どもの情報共有に努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	個人情報保護法に基づき、個人情報を適切に取り扱っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	新入所児の配慮を必要とする子どものみ、保育園にて保育参観や保育士からの聞き取りを行っている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	近隣の児童館と連携をとるよう努めている。また、毎月住区青少年育成部会の会議に参加し、他の団体の活動を知ると共に、学童の様子を報告して情報を共有している。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	校庭や体育館は副校長先生への確認後利用している。ランランひろばは、担当の職員と相談の上、利用している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	共催行事の実施や児童館での行事に参加する等、育成・活動内容の幅が広がるよう連携を取りながら活用している。

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分			チェック項目	結果	コメント
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗い、換気、適度な遊具や机の消毒などの衛生管理に努めている。必要な備品を備え、適切に管理し、使用している。感染症の発生状況についての情報を収集し、予防に努めている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	室内環境の安全を点検し、必要に応じて対策を行っている。怪我や事故发生時には複数名で確認し、迅速に対応すると共に、職員間で情報共有し、再発防止に努めている。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	防災及び、防犯マニュアルを作成し、定期的に訓練できるように努めている。火災や地震等の防災は毎月、訓練を実施している。防犯については年に1回不審者訓練を行っている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	子どもの帰宅経路の安全を確認を行い、子どもの登所、降所について必要に応じて保護者に連絡を取り、安全を確保している。

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分			チェック項目	結果	コメント
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	△	図書室をタイムシェアで保育のスペースとして利用している。飲食については、サブルームとして、家庭科室を使用している。使用が難しい時は、学校との調整が必須となる。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	子どもの所持品を収納するロッカーや子どもの生活に必要な備品類を備えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	支援の単位ごとに2人以上の職員配置をしている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	受け入れ可能数30人で育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子どもの数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	定員30名、在籍児童30名(令和7年度12月現在)で運営している。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	条例に基づいた保育時間を厳守している。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のウェブサイトでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	労働環境を適切に整備している。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続き案内を適正に行い、執行状況報告については、監査等を行い、適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。